

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

女性に対する暴力の 現状と課題

令和5年5月

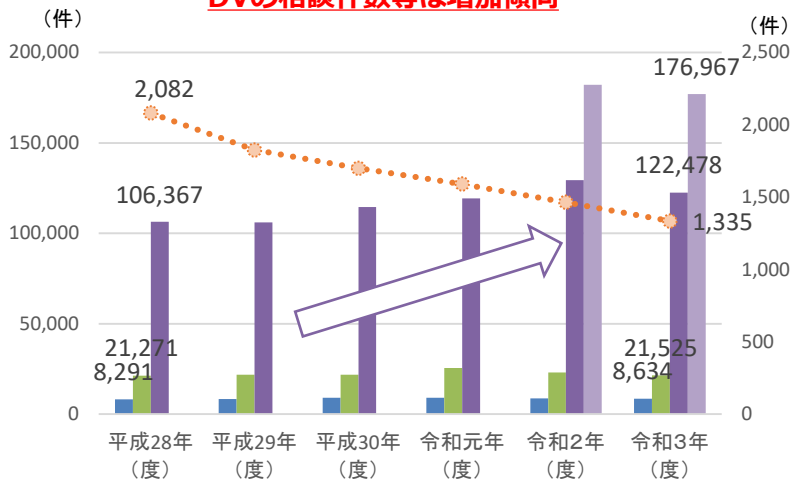
内閣府男女共同参画局

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力などは個人の尊厳を害する重大な人権侵害であり、その防止と被害者の保護は、男女共同参画・女性活躍の前提である。配偶者暴力防止法の一部改正法案の成立や、性犯罪・性暴力対策の進捗等を踏まえ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた具体策を検討・実施していく必要がある。

配偶者等からの暴力（DV）対策

DVの相談件数等は増加傾向



- 配偶者からの暴力事案等に関する刑法犯・特別法犯の検挙件数(左軸)
- 警察本部長等の援助(左軸)
- 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数(左軸)
- 配偶者暴力相談支援センター等における相談件数(含むDV相談プラス)(左軸)
- 保護命令認容件数(右軸)

(備考) 最高裁判所資料、内閣府男女共同参画局調べ、「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」(令和4年3月3日警察庁)を元に内閣府男女共同参画局作成(配偶者暴力相談支援センター等における相談件数は年度であり、それ以外は年の集計)

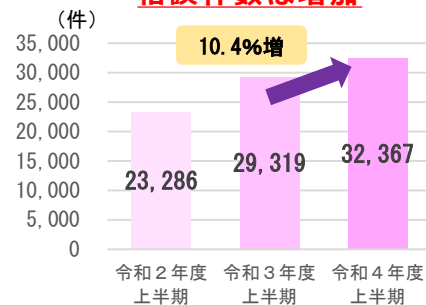
今国会において、配偶者暴力防止法の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)が成立



令和6年4月1日施行を念頭に必要な対策を講じる。

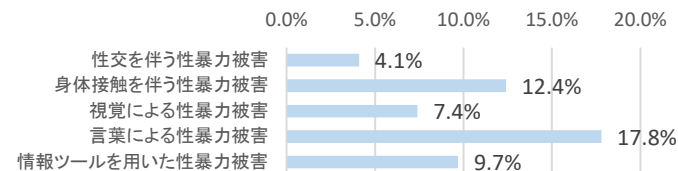
性犯罪・性暴力対策

相談件数は増加



▲(備考) 内閣府男女共同参画局調べ。全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数の推移(令和4年度上半期)
(備考)「令和3年度若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書」より。16~24歳のアンケートモニター(任意の回答者)6,224人(回収率2.8%)の回答を集計したもの。▶

多様な被害が生じている



性暴力被害の分類	例示
性交を伴う性暴力	相手の体の一部や異物を無理やり体内に挿入された、避妊なしに性交させられた 等
身体接触を伴う性暴力	体を触られた、相手の体を触らされた 等
視覚による性暴力	相手の裸や性器を見せられた 等
言葉による性暴力	言葉で性的な嫌がらせを受けた、体の特徴についてからかわれた 等
情報ツールを用いた性暴力	スマホなどで性的に嫌な経験をした、下着姿や裸の写真を送るよう強要された 等

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針(概要)

令和5年3月30日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」(令和5年度~7年度の3年間)

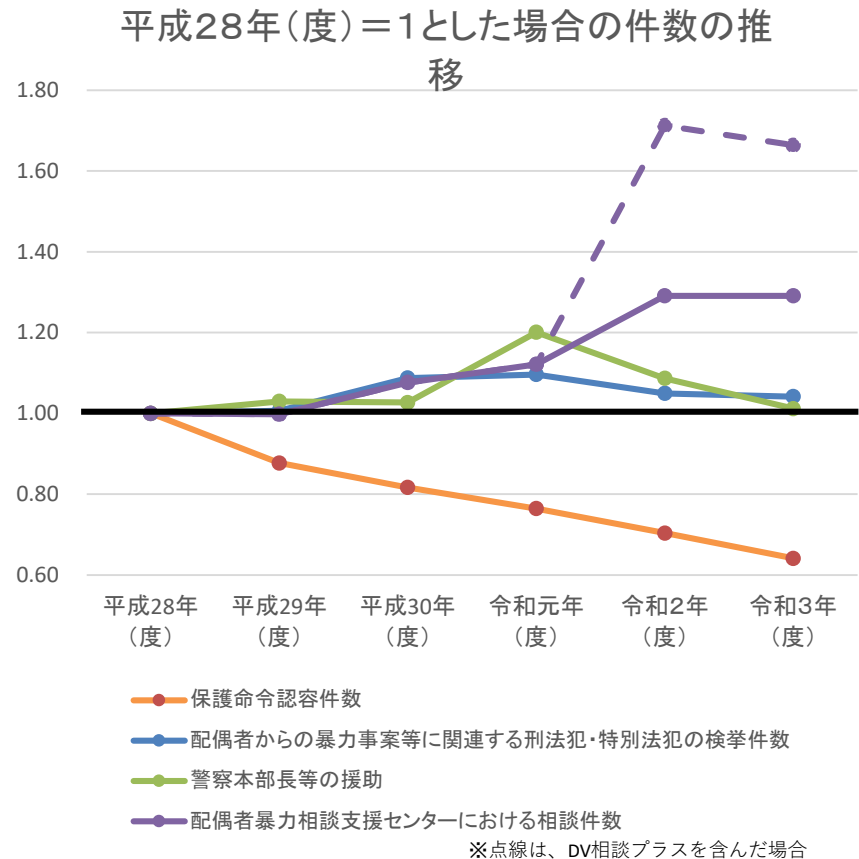
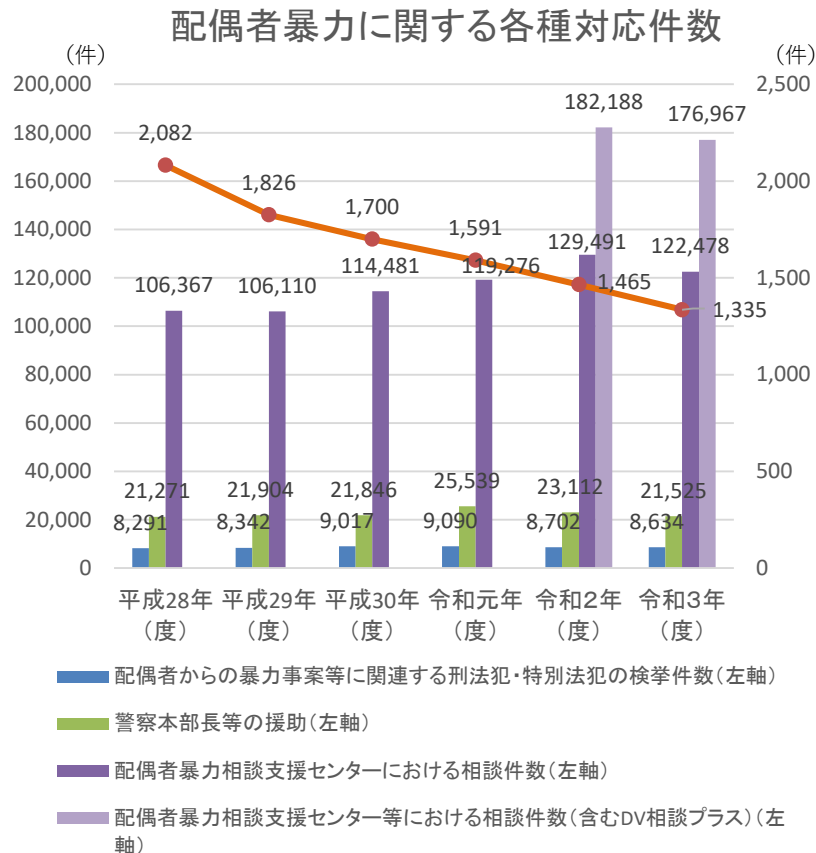
- 1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用**
(刑事法改正に係る対応、刑事手続の運用に関する検討、刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護)
- 2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防**
(再犯防止対策の更なる強化等、わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止 等)
- 3 被害申告・相談をしやすい環境の整備**
(被害届の即時受理の徹底、ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化、学校等で相談を受ける体制の強化 等)
- 4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立**
(ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実、医療的支援の更なる充実と専門人材の育成 等)
- 5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防**
(発達段階に応じた教育・啓発活動、社会全体への啓発)
- 6 新たな課題等への対応**
(AV出演被害の防止及び被害の救済、インターネット上の性暴力等への対応、痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行、被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止)

本方針に基づく具体的施策は毎年の「女性活躍・男女共同参画の重点方針(女性版骨太の方針)」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

配偶者からの暴力(DV)

配偶者暴力に関する各種対応の状況

- ✓ 配偶者暴力に関する各種対応件数をみると、**配偶者からの暴力事案等の検挙件数や警察本部長等の援助については微増傾向であり、DV相談件数は令和2年度に過去最多。**
- ✓ 一方、**保護命令認容件数は、この6年間一貫して減少している。**



注：上記グラフのうち、配偶者暴力相談支援センター等における相談件数は年度であり、それ以外は年の集計である。

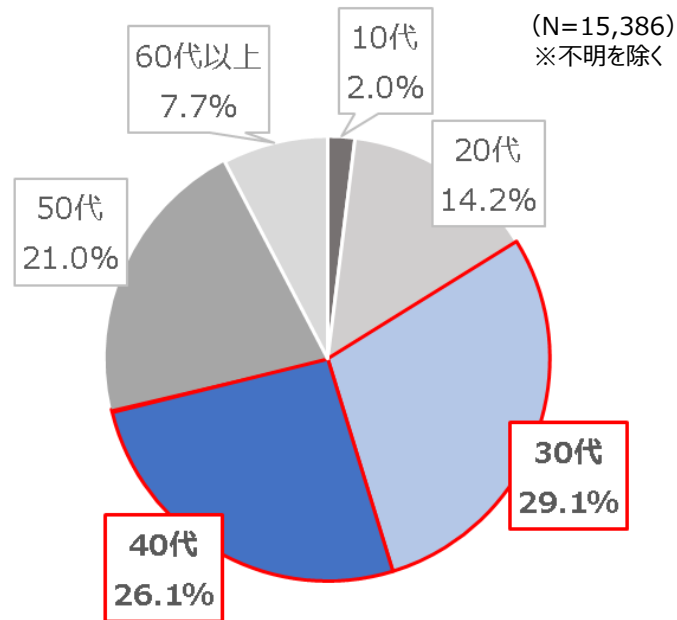
出典：最高裁判所提出資料、内閣府男女共同参画局調べ、「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」（令和4年3月3日警察庁）を元に内閣府作成

DV相談者の年齢・相談内容

- ✓ 相談者は、30代・40代が半数以上(55.2%)を占める。
- ✓ 相談内容の約6割(63.6%)が精神的DVを含んだ相談となっている。

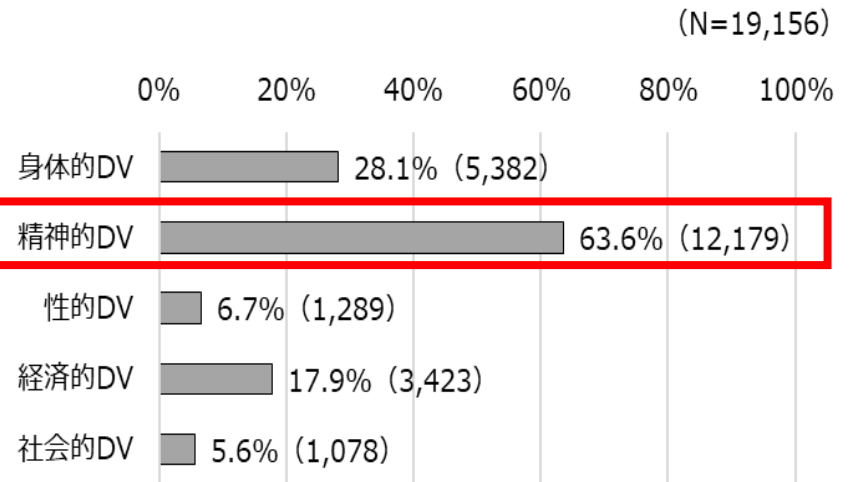
相談者の年齢

30代・40代で全体の約5割を占める。



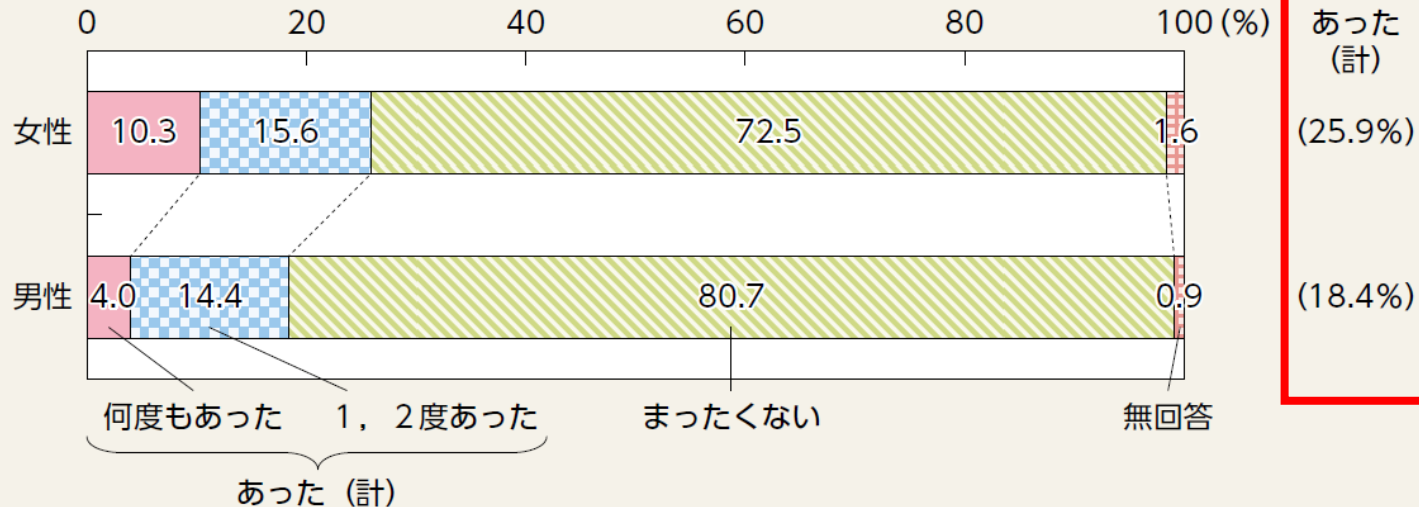
相談内容 (複数回答)

相談内容の約6割が精神的DVを含んだ内容



配偶者からの暴力 男女別被害経験(令和2年度)

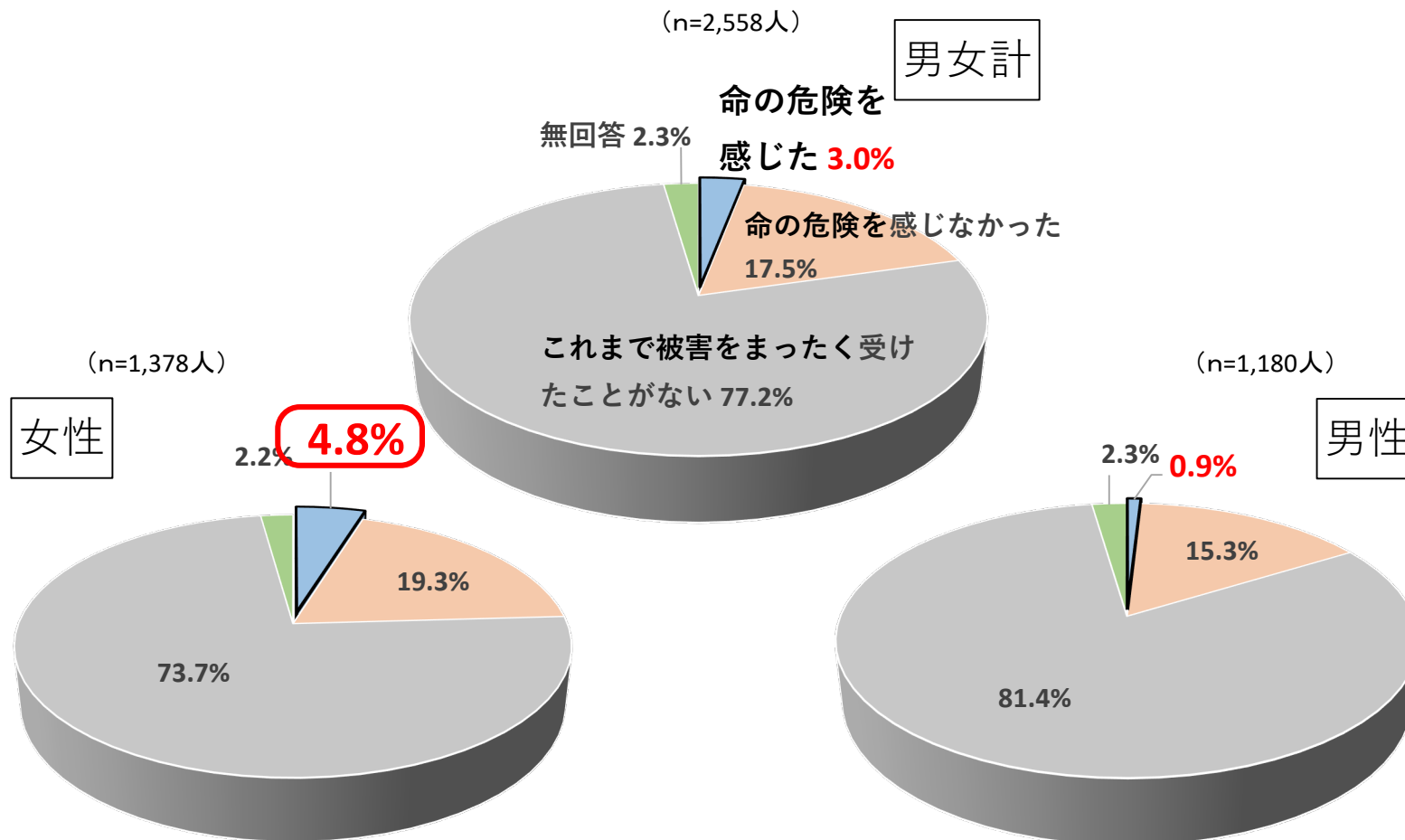
○女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から暴力を受けたことがあり、女性の約10人に1人は何度も被害を受けている。



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2(2020)年度)より作成。
2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。集計対象者は、女性1,803人、男性1,635人。
3. 「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について調査。それぞれの用語の定義は以下のとおり。
「身体的暴行」：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行。
「心理的攻撃」：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫。
「経済的圧迫」：生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど。
「性的強要」：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど。

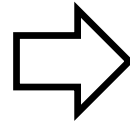
配偶者からの暴力被害により命の危険を感じた経験

- ✓ 女性(婚姻経験者)の約**21人に1人**が**命の危険を感じた**ことがある。
(男性(婚姻経験者)は約111人に1人)



DV相談窓口

【DV相談ナビダイヤル】
はれれば
#8008



最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話
⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

24時間電話相談

つなぐ はやく

0120-279-889

メール相談

※24時間受付

SNS相談

※毎日12時～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

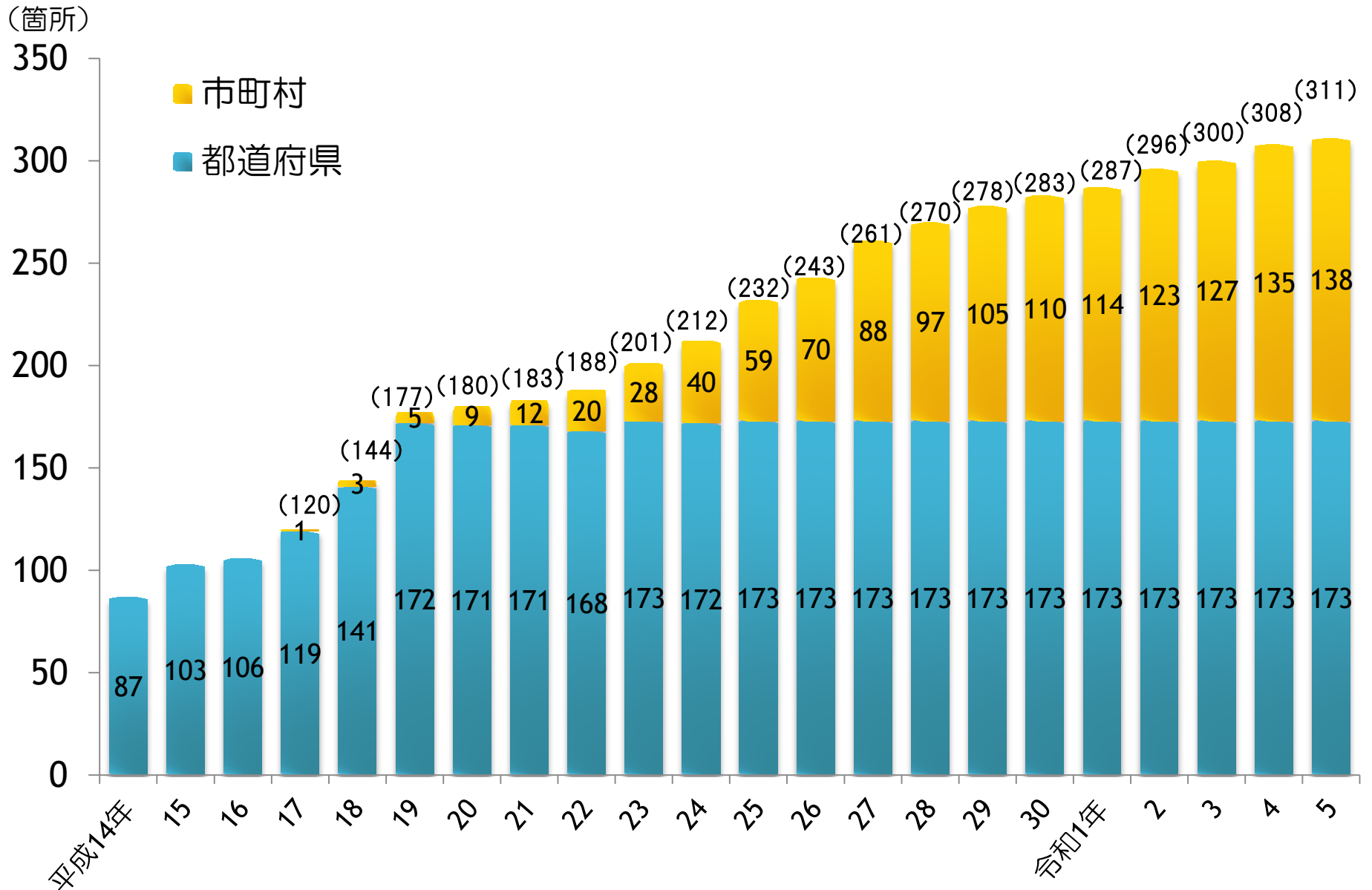
外国語相談(SNS相談)にも対応

10言語

※24時間受付

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

配偶者暴力相談支援センター数の推移



※ 各年4月1日現在(平成25・26年は7月1日現在、平成27年は11月9日現在、平成28年は7月2日現在、平成29年は11月2日現在、平成30年は12月3日現在、令和元年は7月1日現在、令和2年は11月1日現在、令和4年は9月1日現在、令和5年は4月1日現在)

※ ()内は、都道府県及び市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターの設置数の合計

配偶者からの暴力の被害者に係る生活再建支援の強化について（概要）

令和4年12月26日
DV対策抜本強化局長級会議

○配偶者からの暴力の被害者の生活再建の支援を強化するため、8項目32件にわたる取組を行うこととし、本取りまとめを受け、令和4年度内に、見直し等に関する各制度所管府省からの通知等に加え、内閣府男女共同参画局から全体の概要を整理し、各地方公共団体の配偶者暴力対策所管部局に向けて一括して通知を行う。

（1）経済的支援

被害者が新たな生活を始めるにあたり、当面必要となる生活資金の確保を支援するため、以下の取組を進める。

- ・被害者が利用できる経済的支援について、一覧表に整理し、配偶者暴力相談支援センター等への周知を図る。
- ・被害者に対し生活保護を適用するに当たり、扶養能力調査の在り方、実施責任及び世帯の認定等に関し、留意すべき事項を改めて整理し、再度周知を行う。
- ・児童扶養手当の遺棄の認定事務においては、被害者である場合でも、本人の申立書及び遺棄調書以外の書類の提出を求めている旨について、周知を行う。

（2）就業

被害者の抱える困難を踏まえ、被害者一人一人の状況に応じた被害者に対する就業支援を促進するため、以下の取組を進める。

- ・配偶者から暴力を受け、加害配偶者との同居を避けるため住所又は居所を移転したことにより離職した場合について、雇用保険制度上の特定理由離職者として取り扱う方向で整理し、通知を発出する。
- ・被害者について、その配偶者から1年以上遺棄されている状態が継続すると見込まれるときは、「ひとり親」として扱われる場合がある旨について、周知を行う。
- ・配偶者等から経済的援助を受けていない場合は、世帯収入要件の「同居の又は生計を一にする別居」に含まれない旨を明記した「訓練受講のしおり」を積極的に活用し、求職者支援制度の周知を継続的に行う。
- ・プライバシーの保護等に留意しつつ、被害者の就業ニーズに配慮できる企業への職業紹介、都道府県をまたぐ広域職業紹介、きめ細かな職業相談等の具体的な取組内容を整理し、通知を発出する。
- ・求職者（被害者）のニーズを的確に把握し、労働市場の状況や求められる人材・スキル等を踏まえた適切な職業訓練のあっせんを行い、訓練受講前の段階から就職まで、一貫した支援を引き続き行う。
- ・子育て中の女性などが職業訓練を受講しやすいように、託児サービス付きの訓練コースの設定を推進する。

（3）社会保険（雇用保険を除く）

被害者が安心して社会保険制度を利用できるようにするため、以下の取組を進める。

- ・医療保険関係事務及び年金関係事務における被害者の保護に関する証明書に関し、行政機関又は関係機関と連携して配偶者暴力の被害者支援を行っている民間支援団体による確認書の取扱いについて、どの範囲までを対象とすることが適当か検討し、必要な取扱いを示す。
- ・秘密保持を図っていること、被害者の離脱手続について被害者に配慮した取扱いをしていることについて、周知を行う。
- ・被害者が被扶養者等から外れるまでの間は保険診療による受診が可能であることを周知するとともに、被保険者宛の医療費通知の記載事項等について、保険者において適切な対応が図られるよう、必要な取組を実施する。
- ・国民年金保険料の特例免除の取扱いについて、被害者に有効に伝わるよう、周知を行う。
- ・被保険者による届出の提出を待たずに被害者を被扶養者等から外することができる「一定期間」の考え方や、被害者が被扶養者等から外れる場合における被保険への通知の取扱いについて検討し、周知を行う。

(4) 住宅

被害者が自立して生活するための基盤である被害者の居住の安定を図るため、以下の取組を進める。

- ・公営住宅における被害者の優先入居や目的外使用の活用の促進を図るよう、制度を周知するとともに、被害者等の入居を拒まないセーフティネット登録住宅制度を推進する。
- ・公営住宅等への入居に関し、地方公共団体における配偶者暴力相談支援センター等との連携事例を調査・整理し、周知を行う。また、地方公共団体における公営住宅の空き室等の問合せ窓口及びセーフティネット登録住宅の情報提供システムについて、周知を行う。

(5) 子育て

被害者の自立支援を図る中で子育ての負担を軽減するため、以下の取組を進める。

- ・保育所等の保育料、優先入所、保育認定等及び生活再建のための手続を行う際に必要となる一時預かりの利用について、制度の周知を行う。
- ・「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」を踏まえた取組が行われるよう周知を図った上で、引き続き、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実の支援を含めた学校における相談体制の強化を図る。
- ・自治体における親子交流の実施に必要な費用を補助する。

(6) 母子生活支援・女性相談支援センター・女性自立支援施設

被害者への相談支援や保護、自立支援を担う母子生活支援施設・女性相談支援センター・女性自立支援施設等に関し、以下の取組を進める。

- ・母子生活支援施設の入所に関する手続に関し、円滑な利用を可能にするよう、また、申し込みに必要な書類を児童福祉法及び同法施行規則を踏まえて必要最小限なものとなるよう、自治体や施設の運用実態を把握の上、通知を発出する。
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が円滑に施行されるよう、ガイドライン等を策定する。
- ・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に対し、医師及び心理療法担当職員の配置等に必要な費用を補助することで、困難な問題を抱える女性に対する医学的又は心理学的な援助の促進を図る。

(7) 住民票・戸籍謄本・地方団体が発行する証明書

被害者が行政手続を円滑に行う観点から、以下の取組を進める。

- ・マイナンバーカードの住所地市区町村以外の市区町村（居所地）を通じた申請・交付手続について、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領等に基づき実施するとともに、コンビニ交付等における証明書交付サービスについて、引き続き、さらなる普及に取り組む。
- ・住民票の写しの請求者の住所以外の場所への送付について、請求者に直接手交した場合と同様に評価できる場所に限り送付する。
- ・運用において、委任状の活用により配偶者暴力相談支援センターの職員の心理的負担が解消される方法で戸籍謄本等の代理請求を行うことが可能であることについて、周知を行う。

(8) 支援体制の強化

被害者の支援体制の強化を図るため、以下の取組を進める。

- ・DV相談プラスにおいて、令和4年度内に、全国の配偶者暴力相談支援センターの相談員等を対象に経験豊富な相談員が助言・情報提供等を行う「ヘルプデスク」（仮称）を試行実施し、当該機能の今後の運用の在り方を検討する。
- ・「DV被害者の非対面交渉等の推進モデル事業」（仮称）を実施し、その課題等を整理し、効果を検証する。
- ・法テラスにおいて、日本弁護士連合会・各弁護士会と協議し、DV等被害者法律相談援助の実施状況を踏まえた協力依頼等を行うなど、DV等被害者支援の経験や理解のある弁護士を確保する。
- ・内閣府・法務省・法テラスにおいて、日本弁護士連合会と連携し、各地域の配偶者暴力相談支援センター・法テラス地方事務所・弁護士会の間における、相談希望者を弁護士につなぐための情報共有や連携の在り方について、通知を発出する。

（1）交際相手からの暴力の状況

- ・「交際相手がいた（いる）」という人について、当時の交際相手から“身体的暴行”“心理的攻撃”“経済的圧迫”“性的強要”のいずれかの被害を受けたことが「あった」者は12.6%で、女性が16.7%、男性が8.1%であった。
- ・また、性・年齢階級別にみると、女性では20～29歳から30～39歳で25%以上、男性では30～39歳で15%以上と被害経験が多くなっている。（「男女間における暴力に関する調査報告書（令和3年3月内閣府男女共同参画局）」）

（2）非同棲交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）への対応の考え方

- ・非同棲交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）は、**重大な人権侵害であり、許されない行為**である。また、暴行、傷害、監禁、強要等の**犯罪**に該当し得るほか、**ストーカー事案**として相談支援の対象となり得る。このことを明らかにし周知啓発等を図るなど、デートDVの防止及び被害者の保護を図っていく。
- ・予防や一時保護、緊急避難などについて必要な施策の整理を行い、これを踏まえ、「**ストーカー被害者支援マニュアル**」（平成29年12月内閣府男女共同参画局）の改訂を行う。（令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）」）

（3）デートDVにも対応した「ストーカー被害者支援マニュアル」の改訂

- ・地方公共団体におけるデートDVの被害者支援の充実を図るため、支援団体へのヒアリングを踏まえ、①デートDVの相談事例、②聞き取りのポイント、③支援内容（予防、安全確保、生活面における支援、治療・心理的サポート、加害者対応・再被害の防止）、④留意点などを整理して新たに記載。
- ・併せて、ストーカー規制法改正や各種支援措置などの記載について充実。
- ・令和4年度内に、地方公共団体等に配布し、相談支援などにおける対応の活用を図る。

（参考）「ストーカー被害者支援マニュアル」の構成

- | | |
|--------------------------|----------------------------------|
| I. ストーカーとは | II. 「ストーカー規制法」について |
| III. 支援における基本的な留意事項 | IV. 被害の予防・拡大防止のために被害者等に伝えること |
| V. 支援の主な流れ | VI. 加害者からの問合せへの対応 |
| VII. 被害者支援における組織的対応・機関連携 | VIII. 相談対応事例（デートDVの相談事例4件を新たに記載） |

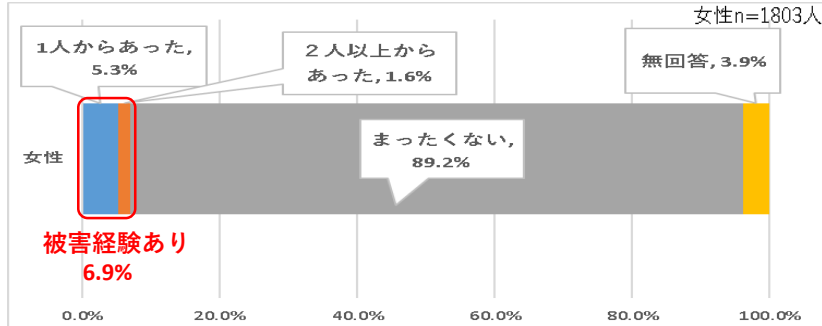
※同マニュアルは、ストーカー被害者への円滑な支援業務を図る観点から、取扱いには厳重な注意を要することに留意し、被害者の安全の確保のためだけに活用する必要がある。

性犯罪・性暴力

「無理やりに性交等をされた被害経験」について

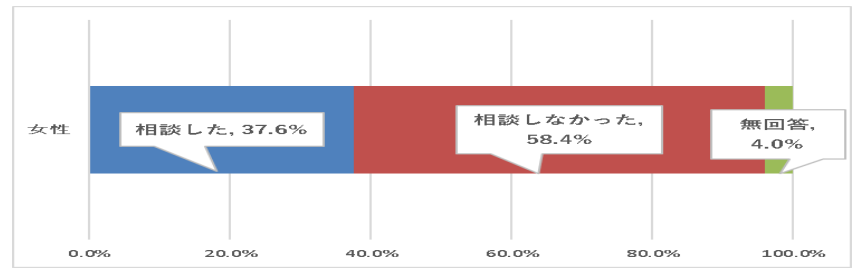
① 無理やりに性交等をされた被害経験

- 女性の約14人に1人は無理やりに性交等をされた経験がある。



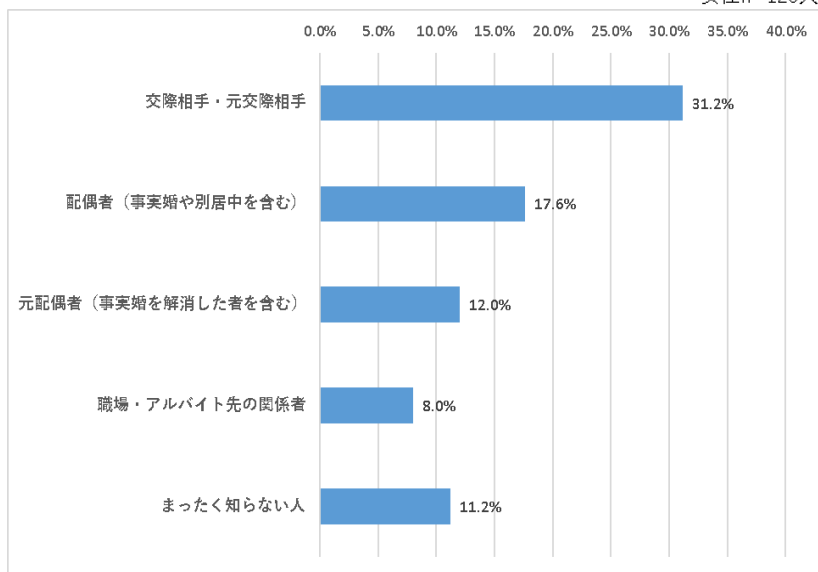
③ 無理やりに性交等をされた被害の相談経験

- 被害を受けた女性の約6割はどこにも相談していない。 女性 n=125人



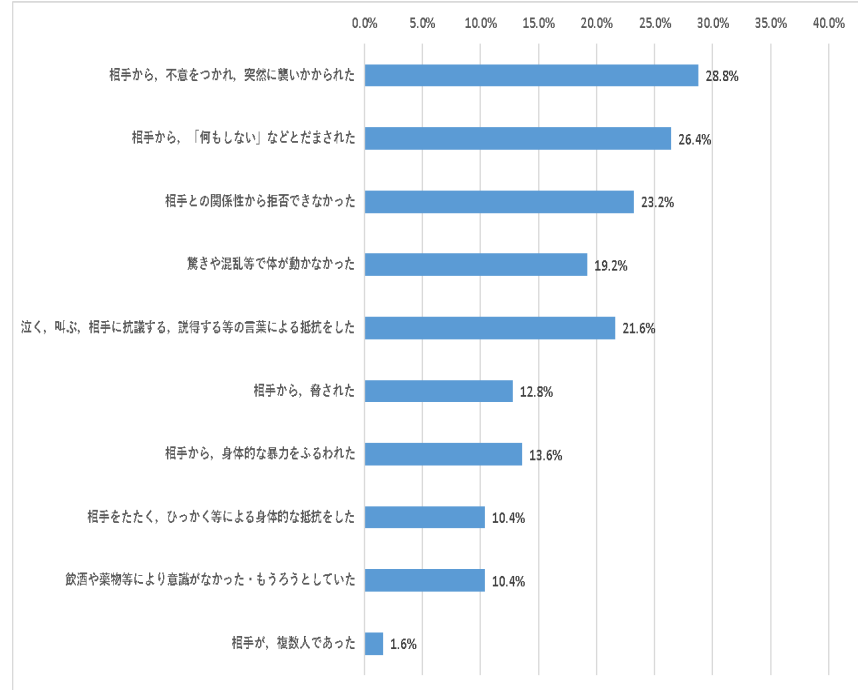
② 加害者との関係（複数回答）

- 女性では「交際相手・元交際相手」が約3割、「まったく知らない人」が約1割。

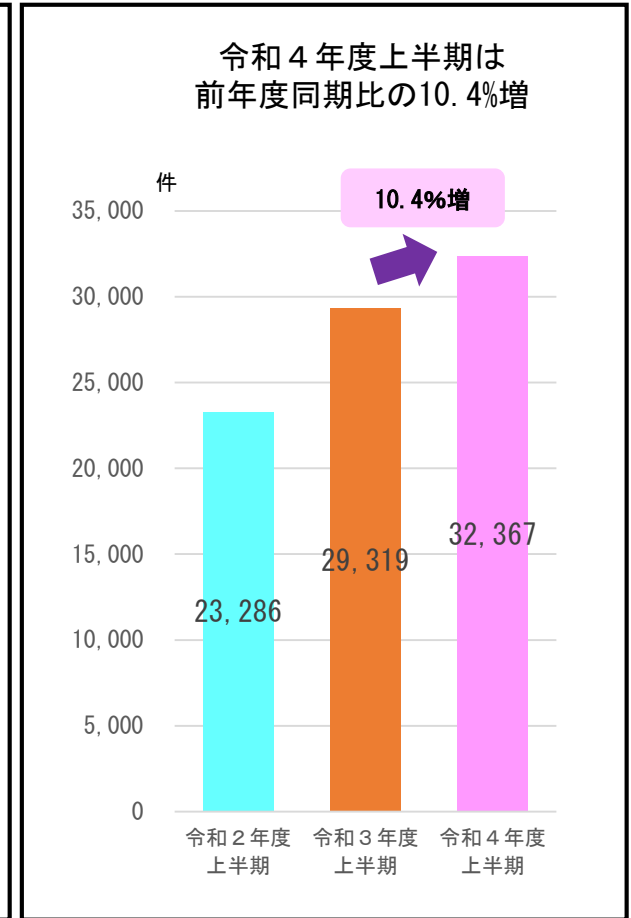
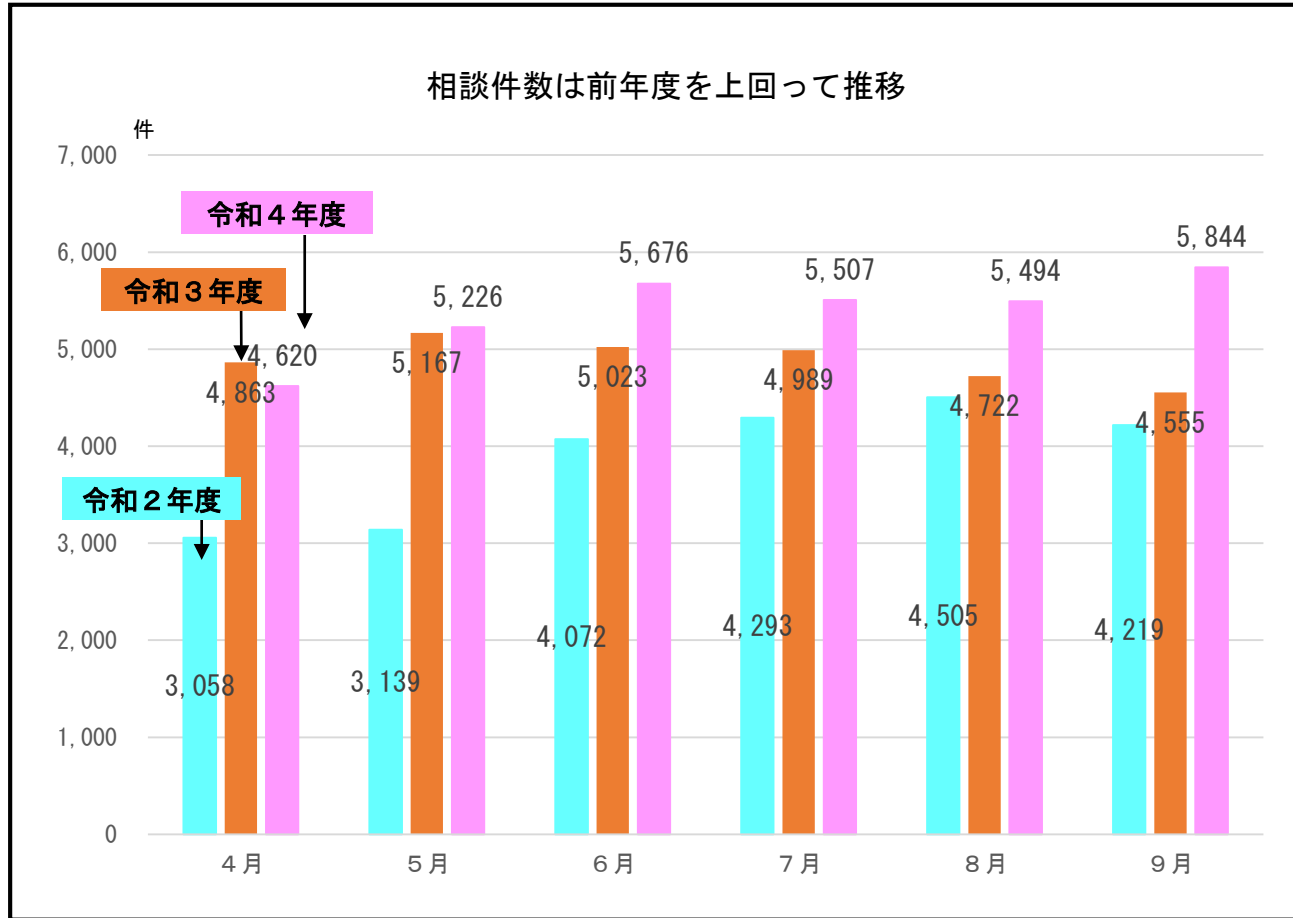


④ 被害にあったときの状況（複数回答）

女性 n=125人



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの 全国の相談件数の推移(令和4年度上半期)



注:相談件数は、電話・面接・メール・SNS等による相談(延べ件数)の合計

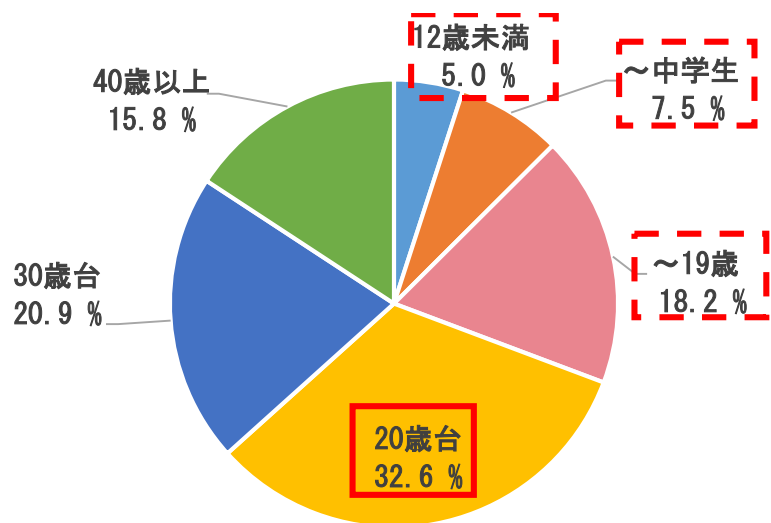
※この調査結果は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた令和4年4月1日～令和4年9月30日)の全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談件数等を令和4年11月7日時点でとりまとめ、集計した結果である。

性犯罪・性暴力の相談者の年齢

被害者の年齢

電話相談、面談とも、20代以下が約7割

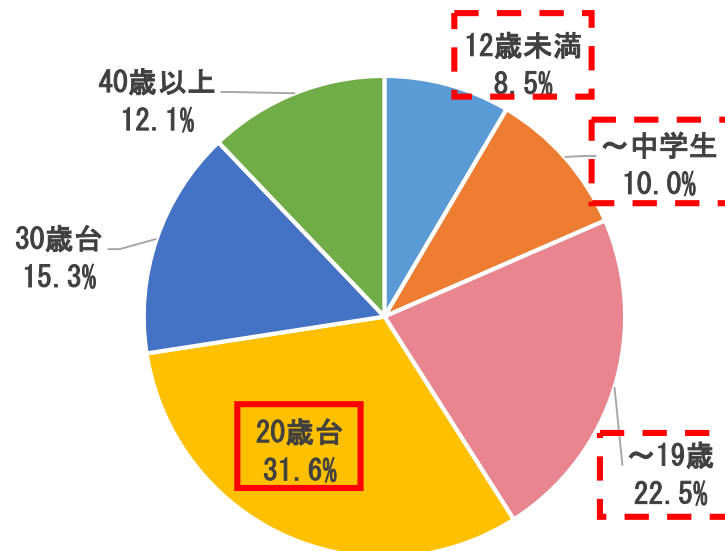
<電話相談>



N=1,907

■ 12歳未満 ■ ~中学生 ■ ~19歳 ■ 20歳台 ■ 30歳台 ■ 40歳以上

<面談>



N=719

■ 12歳未満 ■ ~中学生 ■ ~19歳 ■ 20歳台 ■ 30歳台 ■ 40歳以上

※年代が不明の相談者を除いた場合の割合（令和元年6月～8月）

- ・電話相談では、20歳台が32.6%、面談でも、20歳台が31.6%と最も多い。
- ・面談では、4割以上を10代以下の被害者が占めており、中学生以下に限っても、約2割に上る。

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書
(令和2年3月 内閣府男女共同参画局)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

役割

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

設置根拠

- ・第5次男女共同参画基本計画
- ・第4次犯罪被害者等基本計画

設置都道府県数 (か所数)

・47都道府県
(52か所)

機能

- ・産婦人科等医療的支援(緊急避妊薬の処方・証拠採取・継続的な医療等)
- ・法的支援(弁護士相談、弁護士紹介等)
- ・心理的支援(精神科の医療費やカウンセリング費用の補助等)

運営

- ・内閣府から、都道府県等(今年度より指定都市・中核市を追加)へ「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付

設置形態

- ・病院拠点型(12センター)
- ・相談センター拠点型(3センター)
- ・相談センター中心連携型(37センター)

24時間 運営

- ・21都府県(令和5年4月)
- ・「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」
夜間休日に対応していない道府県について対応(内閣府が設置)

相談件数

- ・58,771件(令和3年度)

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター 全国共通短縮番号(R2.10/1~)



「#8891」
(はやくワンストップ)

性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター(R3.10/1~)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

R2.10/2~



キュアタイム

検索

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和2年6月11日
「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」
(性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議)

➔ 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として
性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
 - 再犯防止プログラムの拡充
 - 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
 - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、**依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要**

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。
「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画
基本計画の目標年度

【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止
(教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討)

【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実
(地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等)
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（困難女性支援法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間等）

【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済
(AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等)
- インターネット上の性暴力等への対応
(違法行為への厳正な対処、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等)
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

本方針に基づく具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

痴漢撲滅に向けた政策パッケージ（概要）

令和5年3月30日 内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省

痴漢は、重大な犯罪である。個人の尊厳を踏みにじる行為であり、断じて許すことはできない。本パッケージは、関係府省が一体となって取組を強化するため、痴漢対策に取り組んでいく上での基本的な考え方を明らかにするとともに、今後実施する施策を取りまとめたもの。

痴漢被害の現状

- 16歳から24歳の女性の**10人に1人**が被害（内閣府調査）
- 被害者の**4分の3以上（76.9%）が10代・20代の若年層**
（令和元年～3年の東京都における検挙。警察庁データ）

特に**若年層の女性にとって身近な性暴力被害**となっている。
（ただし、性別・年齢に関係なく被害者となり得ることに留意が必要）

1. 痴漢対策を進める上での基本認識

- 痴漢は重大な犯罪である
- 痴漢の被害は軽くない
- 被害者は一切悪くない
- 被害者を一人にしてはいけない
- 痴漢は他人事ではない

2. 痴漢撲滅に向けた今後の施策

- | | |
|------------------|--|
| (1) 痴漢を防ぐ取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 痴漢事犯の実態把握○ 重点的な取締りの強化○ 防犯アプリの普及○ 女性専用車両の導入等○ 鉄道事業者間での痴漢防止に係る効果的な取組の共有○ 車内防犯カメラの設置・設置基準の策定○ 通学路等における安全確保と安全教育○ 生命（いのち）の安全教育 |
| (2) 加害者の再犯を防ぐ取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 刑事施設等における性犯罪再犯防止指導等の実施○ 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの実施○ 地方公共団体が実施する性犯罪再犯防止の取組に対する支援 |
| (3) 被害者を支える取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 被害申告・相談をしやすい環境の整備（被害に遭った際や目撃した際にとることが望ましい行動の周知、通報先・相談窓口及び被害申告後の捜査の流れの周知、捜査段階における負担軽減等）○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知と痴漢被害に係る相談対応の充実○ 学校における相談体制の充実○ 痴漢被害を理由とした遅刻や欠席への対応○ 被害に遭った受験生の受験機会の確保○ 警察、ワンストップ支援センター、学校等の連携強化 |
| (4) 社会の意識変革を促す取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 鉄道事業者等と協働した痴漢撲滅キャンペーンの実施○ 若年層の性暴力被害予防月間等を通じた広報啓発○ 学校における広報・啓発活動の推進○ 児童生徒等への痴漢対応に関する取組の周知 |
| (5) 横断的推進のための取組 | <ul style="list-style-type: none">○ 政策パッケージの確実な実行のための枠組み
（「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議」の開催、継続的なフォローアップの実施等）○ 関係府省が連携した痴漢対策に関する情報発信○ 痴漢被害に関する調査等の実施 |